

第 05 - 087 号
2005 年 6 月 7 日

国際線「燃油特別付加運賃」(燃油サーチャージ)の改定を申請

ANAグループでは、2005年6月7日(火)に、国際線における「燃油特別付加運賃」(いわゆる「燃油サーチャージ」)の再設定を国土交通省に申請いたしました。

弊社グループでは、航空燃油価格の高騰とその長期化に伴い、2005年2月1日(火)より、国際線運賃に「燃油特別付加運賃」を付加させて頂いております。しかしながら、引き続く航空燃油価格の高騰により、弊社グループは更なる費用増を余儀なくされており、弊社グループの自助努力を踏まえても、費用増の一部をお客様にご負担頂かざるを得ない状況となりました。これにより、2005年7月7日(木)からは、新たな廃止条件を付した運賃額を適用させて頂きます。何卒皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。「燃油特別付加運賃」の概要は次のとおりです。

「燃油特別付加運賃」額改定の概要

- 適用開始 : 2005年7月7日(木)航空券 発券分より
- 運賃額 : 次の運賃を日本発の国際線区間に適用します(1旅客1区間片道当たりの額)

路線	現行	改定後
日本 = 欧州・北米(含むハワイ)・南米・中東	2,500 円	5,000 円
日本 = タイ・シンガポール・マレーシア	1,800 円	3,600 円
日本 = ベトナム	1,800 円	1,300 円
日本 = 中国・台湾・グアム	1,000 円	1,300 円
日本 = 香港	500 円	1,200 円
日本 = 韓国・福岡 = 上海*	500 円(*1,000 円)	700 円
- 改定(廃止)条件: (1)シンガポールケロシンの月平均価格が1バレル当たり60米国ドルを下回った場合
本運賃は、改定前の運賃額を適用します。
(但し、ベトナム、香港路線は1,000 円、福岡=上海線は500 円)
(2)シンガポールケロシンの月平均価格が1バレル当たり40米国ドルを下回った場合
本運賃は廃止いたします。

- 運賃適用条件:
 - ご利用運賃に本運賃を加算いたします。各種割引運賃をご利用の場合、本運賃は割引対象外となります。
 - 航空券ご購入後の払戻しの際、本運賃には取消手数料・払戻手数料は適用されません。
全額払戻しいたします。
 - 関係国政府の認可条件によって、額が変更となる場合があります。

以上